

会 則



長崎市立横尾小学校 P T A

長崎市立横尾小学校 PTA 会則

第一章 総則

(名称)

第 1 条 この会は、長崎市立横尾小学校 PTA と呼び、事務所を長崎市立横尾小学校内におく。

(目的)

第 2 条 この会は、本校保護者と教職員が協力して家庭、学校、社会における児童の健全な成長発展をはかるとともに、会員相互の教養を高め親睦をはかることを目的とする。

(会員)

第 3 条 この会は、保護者と教職員をもって組織する。

第二章 事業

(事業)

第 4 条 この会は、第 2 条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 会員の教養と文化を高めるための諸活動
2. 児童や会員の保健思想と体力の向上をはかるための諸活動
3. 児童の校外における生活および安全教育に関する諸活動
4. 環境の整備と福祉に関する諸活動
5. 会員相互の連絡、広報に関する諸活動
6. その他、この会の目的を達成するために必要な諸活動

第 5 条 前条の活動を行うため次の通り専門部および学年部、学級部を設け活動を分担する。

1. 文化厚生部
会員相互の研修に努め、教養を高める活動や、保健衛生、および各種体育行事に協力すると共に厚生に関する活動を行う。
2. 広報部
研修に必要な会報を発刊し、本会の活動を広報する。
3. 校外指導部
児童の校外生活を指導援助し、環境の改善や事故防止に努める。
4. 学年部
5. 学級部

第三章 役員顧問

(役員顧問)

第 6 条 この会の役員および顧問は次の通りとする。

- | | |
|---------|-------------------|
| 1. 本部役員 | 会長・副会長・会計・庶務 |
| 2. 理事 | 監査・各学年理事・各専門部部长 |
| 3. 顧問 | 校長・前会長（任期 1 年） |
| 4. 評議員 | 学級委員長・各専門部副部长・教職員 |

- 5. 専門部員 文化厚生部員・ 広報部員・ 校外指導部員
- 6. 事務局 教頭・教務主任

(選出および構成)

第7条 この会の役員の選出および構成は次の通りとする。

- 1. 本部役員、監査、学年理事は会員の中から選考委員会で選出し総会の承認を得る。なお、その選出方法については別に定める。
- 2. 止むを得ず任期途中で欠員の補充の場合は、理事会、評議員会の承認を得る。
- 3. 本部役員の構成は次の通りとする
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 会計 若干名
 - (4) 庶務 若干名
- 4. 理事の構成は次の通りとする。
 - (1) 監査 2名
 - (2) 学年理事 各学年1名
 - (3) 専門部部長 各部1名
- 5. 評議員の構成は次の通りとする。
 - (1) 学級委員長 各学級1名
 - (2) 専門部副部長 各部1名
 - (3) 教職員 若干名
- 6. 事務局の構成は次の通りとする。
 - (1) 教頭
 - (2) 教務主任
- 7. 学級委員長および専門部員は本部役員会で選出し、その選出方法については別に定める。学級委員長に関しては、その限りでない。
- 8. 専門部の部長および副部長は、各専門部会で選出し、その選出方法については別に定める。
- 9. 本部役員および理事は、評議員を兼任しない。
- 10. 本部役員の任期は1年間とし、再任を妨げない。
- 11. 理事、評議員の任期は1年間とし、再任を妨げない。

(任務)

第8条 役員の任務は次の通りとする。

- 1. 会長はこの会を代表し、会務を総括する。
- 2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は代理する。
- 3. 顧問はすべての審議に参画して意見をのべることができるものとする。
- 4. 会計は会計の業務を処理する。
- 5. 庶務は庶務の業務を処理する。
- 6. 監査は必要に応じて会計、会務の監査を行い評議員会並びに総会に報告する。

(会計年度)

第 1 3 条 この会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる。

第六章 附則

(細則)

第 1 4 条 この会に必要な細則は、評議員会で定める。

(会則変更)

第 1 5 条 この会の会則変更は、総会出席会員の過半数の同意がなければならない。

(個人情報の取扱い)

第 1 6 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

(施行)

第 1 7 条 この会の会則は、昭和53年4月1日から施行する。

- ・平成8年12月21日 一部改定
- ・平成12年5月6日 一部改正
- ・平成14年5月8日 一部改正
- ・平成15年5月7日 一部改正
- ・平成16年5月13日 一部改正
- ・平成17年3月5日 一部改正
- ・平成22年4月30日 一部改正
- ・平成25年4月26日 一部改正
- ・平成28年4月22日 一部改正
- ・令和3年4月1日 一部改定
- ・令和4年2月18日 一部改定

長崎市立横尾小学校 PTA 細則

第一章 事業

第 1 条 会則第二章第 4 条の事業を円滑に行うために、本校の PTA 会員は各年度において「一人一役」の活動を行うものとする。

第 2 条 専門部は全体から若干名を選出して構成する。但し、学級委員長を除く。

第二章 役員

第 3 条 会則第三章第 6 条に関して、PTA 会員は各会員世帯の児童 1 人につき当該児童在籍中に最低 1 回以上、本部役員、理事、評議員および専門部員のいずれかの役員を務めるものとする。止むを得ない事情で、会長が困難と認めた場合は免除することができる。

第 4 条 会則第三章第 7 条 1. に関して、連続 2 年以上にわたり会長を務めたる者が、その世帯の在籍児童および未就学児のすべての段階において、本部役員・各学級の学級委員長及び専門部員の選出時の候補に挙げた際に辞退の意思が明確な場合には、これを優先的に認めるものとする。

第 5 条 会則第三章第 7 条 1. に関して、連続 2 年以上にわたり本部役員を務めたる者が、その世帯の在籍児童及び役員退任後 3 年以内に入学した児童のすべての段階において、本部役員・各学級の学級委員長および専門部員の選出時の候補に挙げた際に辞退の意思が明確な場合には、これを優先的に認めるものとする。

第 6 条 会則第三章第 7 条 8. に関して、専門部部長を務めたる者が、その世帯の在籍児童のすべての段階において、専門部部長及び専門部副部長の選出時の候補に挙げた際に辞退の意思が明確な場合には、これを優先的に認めるものとする。

第 7 条 会則第三章第 7 条 8. に関して、専門部副部長を務めたる者が、その世帯の在籍児童のすべての段階において、専門部副部長の選出時の候補に挙げた際に辞退の意思が明確な場合には、これを優先的に認めるものとする。

第三章 会議

第 8 条 総会に出席できない場合は、委任状の提出をもって出席とみなすことができる。

第 9 条 理事評議員会に出席できない場合には、代理人をあてるか、又は委任状の提出をもって出席とみなすことができる。

第 10 条 学年部会、学級部会、専門部会における活動内容はその都度会長に報告する。

第四章 会費

- 第 1 1 条 会費は一世帯 年間 4 8 0 0 円とする。
- 第 1 2 条 会費は現金による納入とする。
- 第 1 3 条 年度途中の転入の場合は入会月から当該年度末まで、転出の場合は退会月まで会費を納入する。
- 第 1 4 条 退会の際に予納金がある場合には、会員の請求により領収書と引き換えに返金する。
- 第 1 5 条 止むを得ない事情で、会長が会費納入困難と認めた場合は、会費を減額又は免除することができる。

第五章 旅費

- 第 1 6 条 会員が、会務によって出張する場合には旅費を支給する。
1. 交通費 校区外での会議等へ出席する場合は、「横尾小学校前」バス停からの往復バス代を実費支給する。目的地が遠方の場合は、他の公共交通機関も認めるものとする。
 2. 宿泊費 会議または研修会等の主催者が宿泊所を世話する場合には実費とする。
 3. 昼食費 会議等で昼食を要する場合には、これを認めるものとする。
- 第 1 7 条 会の都合により延期又は中止になった場合、又は止むを得ない事由のため、あらかじめ購入した乗車券を取り消す場合には、それに要した手数料を支弁する。

第六章 附則

- 第 1 8 条 表彰および慶弔に関する規定については別に定める。
- 第 1 9 条 本細則ならびに、表彰および慶弔に関する規定の変更を必要とするときは、理事会で審議し、評議員会で議決するものとする。但し、この経過については、総会に報告しなければならない。
- 第 2 0 条 本細則ならびに、表彰および慶弔に関する規定は、平成 2 8 年 4 月 2 2 日より施行する。
- ・令和 3 年 4 月 1 日 一部改定
 - ・令和 4 年 1 月 2 2 日 一部改定

長崎市立横尾小学校 PTA 表彰および慶弔に関する規定

1. 表彰に関すること

- (1) 児童の特別の善行は校長、又は理事会の推薦により評議員会で審議してこれを表彰する。
- (2) 会員で本会の活動に貢献し、その功績が著しい者については、理事会の推薦により評議員会で審議して総会で表彰することができる。

2. 慶弔に関すること

(1) 児童に関すること

- ア. 児童死亡の場合には、香典として 5,000 円をおくる。
- イ. 死亡児童の所属する学級では児童および保護者代表が会葬して弔意を表す。
- ウ. 会長又はこれに代わるものが本会を代表して弔意を表す。

(2) 保護者に関すること

- ア. 会員（配偶者を含める）死亡の場合には、香典として 5,000 円をおくる。
- イ. 死亡会員の所属する学級では、児童代表および保護者代表が会葬して弔意を表す。
- ウ. 会長又はこれに代わるものが本会を代表して会葬して弔意を表す。

(3) 教職員に関すること

- ア. 本人死亡の場合には、香典は理事会に一任する。
- イ. 配偶者死亡の場合には、香典として 5,000 円をおくる。
- ウ. 上記ア. イの場合には、会長又はこれに代わるものが会葬し、弔意を表す。
- エ. 教職員が退職または転任した場合は、3,000 円相当の花束または記念品を贈り感謝の意を表す。

3. その他、見舞いに関すること

児童および会員で被災などの事故発生の場合には会長、副会長協議の上で、見舞いなどの金品をおくることができる。

4. 本規定に定められた事項以外に特別な事項があった場合には会長、副会長協議の上で、適宜処理することができる。但し、事後理事会の承認を得るものとする。

長崎市立横尾小学校 PTA 個人情報取扱規則

(目的)

第 1 条 長崎市立横尾小学校 P T A (以下、「本会」という) が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営をはかるため、個人の権利・利益を保護することを目的に、役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース (以下、「個人情報データベース」という) の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第 2 条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第 3 条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第 4 条 本会における個人情報データベース取扱者は、本部役員・事務局とする。

(秘密保持義務)

第 5 条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第 6 条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(周知)

第 7 条 個人情報取扱いの方法は、総会資料等で会員に周知する。

(利用)

第 8 条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

1. P T A 会費の集金業務、管理業務
2. その他の文書の送付
3. 役員・会計監査・会員等の名簿の作成
4. 役員選出等の推薦活動
5. 本会の活動に必要な連絡

(利用目的による制限)

第 9 条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第 1 0 条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第 1 1 条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。
また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第 1 2 条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
3. 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令で定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 1 3 条 本会は、個人情報を第三者（第 1 2 条 1 から 4 の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 1 4 条 第三者（第 1 2 条 1 から 4 の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨

(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示)

第 1 5 条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第 1 6 条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第 1 7 条 本会は、役員・会員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第 1 8 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附則

第 1 9 条 本規則の変更を必要とするときは、理事会で審議し、評議員会で議決するものとする。但し、この経過については、総会に報告しなければならない。

第 2 0 条 本規則は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

